

## 第5回契約監視委員会議事概要

1. 日時 平成25年4月10日(水) 15:30~16:30

2. 場所 独立行政法人環境再生保全機構 会議室

3. 出席者

(委員長) 堀 裕 (堀総合法律事務所 弁護士)  
(委員) 六車 明 (慶應義塾大学法科大学院 教授)  
野口 貴雄 (独立行政法人環境再生保全機構 常勤監事)  
沼野 伸生 (独立行政法人環境再生保全機構 非常勤監事)

4. 審議案件

○平成24年度に締結した契約113件のうち、  
競争性のない随意契約 5件  
一者応札・応募となった契約 7件

5. 審議の結果

事務局から審議案件における契約手続きとその内容について説明を行った後、委員による点検・確認を行った。

点検・確認の結果、全ての契約について特段の指摘はなかった。

6. 今後の課題等

一者応札・応募の更なる改善として、下記に掲げる方策について引き続き取り組む。

また、平成25年4月から「契約手続審査委員会」を機構内に設置し、事前の内部審査機能をより充実させ、調達等にかかる公正を確保し、契約手続きのより厳格な運営を図ることとする。

一者応札(応募)改善方策

- (1) 適正な準備期間等の確保
- (2) 情報提供(発注予定情報等)拡充
- (3) 公告方法等の改善
- (4) 魅力ある契約規模の検討
- (5) 機構自らが競争参加者の発掘に努める
- (6) 一者応札(応募)となった理由の把握

以上

## 第5回契約監視委員会点検等の概要

「独立行政法人の契約状況の契約の見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)及び「独立行政法人の契約の見直しについて」(総務省 平成22年5月26日)により、環境再生保全機構に設置した契約監視委員会を平成25年4月10日に開催し、環境再生保全機構における随意契約等の点検・確認を行った。

### 1. 平成24年度 競争性のない随意契約等の点検等

平成24年度に締結した競争性のない随意契約5件について、随意契約理由の妥当性等を中心に点検を実施。その結果、特段の指摘はなく妥当と判断された。

なお、5件のうち2件については、競争的契約に移行しており、その他の3件は新規の競争性のない随意契約として事前に意見を聴取していた案件である。

〔意見等〕

・ 特になし

### 2. 一者応札・一者応募の点検等

24年度に一者応札等となった7件について、一者応札となった要因や公告期間等の適正性を中心に点検を実施。その結果、現状および機構が実施していた「一者応札・一者応募改善方策」等による取組みについて、特段の指摘はなく妥当と判断された。

〔意見等〕

・ 特になし

### 3. 今後の取組

昨年度作成した「一者応札・一者応募改善方策」に基づき、引き続き改善に取り組む。

また、平成25年度から「契約手続審査委員会」を機構内部に設置し、事前の内部審査機能を強化する。これらの取組等について、適当なものと判断された。

〔意見等〕

・ 新たに内部で事前審査を行う契約手続審査委員会と監査室、監事、契約監視委員会など全体が把握できる一覧性のものがあると良いのではないかと。

環境再生保全機構  
平成 24 年 3 月 27 日

### 一者応札（応募）改善方策

#### （1）適正な準備期間等の確保

- ・ 公告等の時期については、業務の特殊性等も考慮し、競争参加者が入札に参加するための十分な準備期間が確保できるよう、より適切な時期の設定に努める。
  - ① 土、日、祝日を除く通常営業日で、見積期間を 10 日間にする。
  - ② 十分な履行期間を確保するためにも早期の事務執行に努める。  
(年度開始後の迅速な事務執行、入札参加希望者からの質問に随時対応するなど)
  - ③ 4 月から開始する業務については、1~2 カ月前に入札・開札日を設定することにより、業務開始までの準備期間を確保するよう発注時期の前倒しに努める。

#### （2）情報提供の拡充

- ・ 発注予定情報の公表を定期的及び事業年度開始後速やかに実施するとともに、詳細な入札情報等については、ホームページの発注サイトに随時公表を行うなど早期の発表に努める。
  - ① 発注予定情報等をできるだけ早く、広く、詳細に行う。
  - ② 調達予定情報を半期毎に公表する。
  - ③ 契約件名については、前年度の業務との継続性や他の業務と関連があるとの誤解を生む恐れがないように名称に留意するとともに、業務の概要が理解できるわかりやすい件名にするなど調達内容が業者に対してわかりやすく伝わるよう工夫する。

#### （3）公告方法等の改善

- ① 仕様書等の送付依頼などが簡便にできるよう、ホームページの調達情報サイトに契約担当部の担当とメールアドレスを記載する。
- ② 公告等と同時に調達内容の詳細が把握できるようにする。

#### （4）過去に契約実績のある者及び特殊な技術、特定の情報を有する者に有利となっているものへの対応

- ① 情報システムの運用・保守など長期的な企業判断を可能とするため、（第二期中期計画期間の範囲内で）複数年度契約を促進する。
- ② 業務内容に配慮して、複数業者が応札しやすい契約単位となっているか検討を行い、一括調達または区分調達への移行について、発注コストを含めて検討する。

③ 業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守契約を一体で調達することを検討する。

(5) 調達対象に地域性があるなど対応可能な者が限定的（少数）と予想される場合には、周知の徹底や地域の実情を活用した開催方法を導入するなど機構自らが競争参加者の発掘に努める。

(6) 引き続き、一者応札（応募）となった理由の把握に努める。